

専門学校等での学びを支える法律が2019年5月10日に成立しました。

2020年4月からスタート!

新しい「給付型奨学金」と「授業料等減免」

(入学金を含みます)

経済的な理由で進学を諦めないよう、国の新しい修学支援制度が始まります。

概要

① 給付型奨学金の支給 返済不要

給付型奨学金の支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】

② 授業料等減免制度の創設

(1) 学生※に対して、専門学校等は、授業料及び入学金を減免【第6,8条】

※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの(省令で規定)

(2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担(授業料等減免交付金)。【第10,11条】

(3) 支援の対象となる専門学校等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる専門学校等として確認を受けることが必要。【第7条】

(参考) 支援の対象となるための要件(省令で規定)

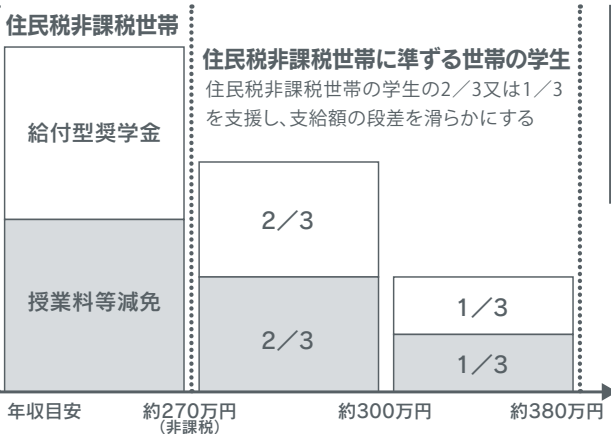
- 実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- 外部人材の理事への複数任命
- 適正な成績管理の実施・公表
- 法令に則った財務・経営情報の開示
- 経営に問題のある専門学校等ではないこと

※滋慶学園グループ福岡校は、対象校として認定されております。



支援措置の対象となる学生等の 認定要件について

家計の経済状況に関する要件



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)



支給額を試算できるシミュレーションのページはこちら

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 専門学校等への進学後の学習・収入状況等も継続的に確認

専門学校等の要件

(国又は自治体による要件確認を受けた専門学校等が対象)

- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた専門学校等
- 経営に課題のある法人の設置する専門学校等は対象外

学校法人 滋慶文化学園
FCA 福岡デザイン&テクノロジー専門学校
 ☎ 0120-717-262 HP <https://www.fca.ac.jp>



学校法人 滋慶文化学園
FSM 福岡スクールオブミュージック&ダンス専門学校
 ☎ 0120-717-263 HP <https://www.fsm.ac.jp>



学校法人 滋慶文化学園
医健KEN 福岡医健・スポーツ専門学校
 ☎ 0120-717-261 HP <https://www.iken.ac.jp>



FUKUOKA 学校法人 滋慶文化学園
ECO 福岡ECO動物海洋専門学校
 ☎ 0120-717-264 HP <https://www.eco.ac.jp>



学校法人 滋慶文化学園
福岡キャリアナー製菓調理専門学校
 ☎ 0120-717-267 HP <https://www.f-culinary.ac.jp>



学校法人 滋慶文化学園
福岡ブライダル&ホテル・観光専門学校
 (2020年4月より校名変更予定/新校名:福岡IR&ウェディング・ホテル専門学校)
 ☎ 0120-717-265 HP <https://www.f-hospitality.ac.jp>



給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
- 返済は不要です

給付型奨学金の給付額

(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の区分による) ※表面参照

		自宅通学	自宅外通学
標準額	月額	¥38,300 (※¥42,500)	¥75,800
	年計	¥459,600 (※¥510,000)	¥909,600
2 / 3	月額	¥25,600 (※¥28,400)	¥50,600
	年計	¥307,200 (※¥340,800)	¥607,200
1 / 3	月額	¥12,800 (※¥14,200)	¥25,300
	年計	¥153,600 (※¥170,400)	¥303,600



授業料等減免

- 各専門学校等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

※進学先の学校の入学金・授業料の金額が上限額より低い場合は、その金額が上限額となります。

授業料等減免の上限額(年額)

(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の区分による) ※表面参照

		入学金	授業料	計
標準額		¥160,000	¥590,000	¥750,000
2 / 3		¥106,700	¥393,400	¥500,100
1 / 3		¥53,400	¥196,700	¥250,100

※生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設などから通学する人は、上表のカッコ内の金額となる場合があります。

		給付型奨学金(年計)	授業料等減免	計
標準額	自宅通学	¥459,600 (※¥510,000)	¥750,000	¥1,209,600 (※¥1,260,000)
	自宅外通学	¥909,600		¥1,659,600
2 / 3	自宅通学	¥307,200 (※¥340,800)	¥500,100	¥807,300 (※¥840,900)
	自宅外通学	¥607,200		¥1,107,300
1 / 3	自宅通学	¥153,600 (※¥170,400)	¥250,100	¥403,700 (※¥420,500)
	自宅外通学	¥303,600		¥553,700

※生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設などから通学する人は、上表のカッコ内の金額となる場合があります。



支援措置の対象となる学生等の認定手続について(専門学校入学後)

Step 1

まずは給付型奨学金の申し込み

給付型奨学金

- ① 申込 日本学生支援機構
- ② オンライン申込
※必要書類の提出
マイナンバー提出
- ③ 入学した専門学校が学業成績・学習意欲に関する基準に基づく確認
- ④ 選考・認定
- ⑤ 認定通知
- ⑥ 奨学金の支給(月額)

Step 2

次に授業料・入学金の減免申し込み

授業料等減免

- ① 申込 入学した専門学校
- ② 必要書類の提出
- ③ 選考・認定
●支援区分の確認
●学業・人物要件に係る確認
- ④ 認定通知
- ⑤ 授業料等減免



※機構が認定した学生等については、授業料等減免対象者として認定を受けることができる者とみなす。

詳細・お問合せ先

日本学生支援機構 (JASSO)

ホームページアドレス
(PCサイト)

<http://www.jasso.go.jp>



日本学生支援機構 (JASSO)

モバイルサイトアドレス

<http://daigakujc.jp/jasso/>



文部科学省

高校生向け
修学支援新制度

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

